

平成 25 年 9 月 10 日  
長崎税関業務部

関 係 各 位

不備のある原産地証明書等の取扱いについて(お知らせ)

平素より税関行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
標記の件につきまして、「関税法基本通達等の一部改正について(平成25年6月24日財関第731号)(平成25年10月1日実施)において、不備のある(EPA/GSP)原産地証明書等の取扱いが定められたことに基づき、本日午後税関ホームページにおいて下記資料を掲載しますので、お知らせいたします。  
今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

「不備のある(EPA/GSP)原産地証明書等の取扱い」について(周知文)  
不備のある経済連携協定(EPA)原産地証明書等の取扱い(一覧表)  
不備のある一般特惠(GSP)原産地証明書等の取扱い(一覧表)

【問い合わせ先】

長崎税関業務部原産地調査官

電話：095-828-0126